第百二十二条の八に次の一項を加える。

5　内国法人が適格合併若しくは適格現物分配又は適格分割等により移転を受けた外貨建資産等で、当該適格合併若しくは適格現物分配に係る被合併法人若しくは現物分配法人が法第六十一条の九第二項の規定により同項に規定する為替換算差額を最後事業年度若しくは当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日の属する事業年度の益金の額若しくは損金の額に算入したもの又は当該適格分割等に係る分割法人等が同条第三項の規定により同項に規定する為替換算差額に相当する金額を当該適格分割等の日の属する事業年度の益金の額若しくは損金の額に算入したもののその移転を受けた時における帳簿価額は、その外貨建資産等につき当該被合併法人若しくは現物分配法人において同条第二項の規定を適用した後の当該最後事業年度終了の時若しくは当該残余財産の確定の時の帳簿価額若しくは当該分割法人等における当該適格分割等の直前の帳簿価額から第三項の規定により損金の額に算入される金額に相当する金額を減算し、又はこれらの帳簿価額に同項の規定により益金の額に算入される金額に相当する金額を加算した金額とする。

第百二十二条の九第一項の表の第一号ロ及び第二号中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第百二十二条の十二の見出しを削り、同条第一項第一号中「同条に規定する完全支配関係（以下この項において「完全支配関係」という。）を「完全支配関係（同条に規定する政令で定める関係に限る。以下この項において同じ。）に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同項第五号中「最初連結事業年度開始日」を「最初連結親法人事業年度」に改め、「の開始の日」を削り、「同じ。）」の下に「開始の日」を加え、「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同項第六号中「最初連結事業年度開始日」を「最初連結親法人事業年度開始の日」に改め、「又は分割承継法人」及び「又は分割型分割」を削り、同項に次の一号を加える。

七　法第四条の二に規定する内国法人との間に完全支配関係を有することとなつた同条に規定する他の内国法人で当該完全支配関係を有することとなつた日（法第十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）（みなし事業年度）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する加入日の前日の属する同号に規定する月次決算期間の末日の翌日。以下この号において「支配日」という。）以後二月以内に法第四条の五第二項第四号又は第五号（連結納税の承認の取消し等）に掲げる事実が生ずることにより当該完全支配関係を有しなくなるもの（当該内国法人又は当該内国法人との間に完全支配関係がある法第四条の二に規定する他の内国法人を合併法人とする合併により当該完全支配関係を有しなくなるもの及び当該支配日の属する法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度終了の日後に当該完全支配関係を有しなくなるものを除く。）の保有する資産

第百二十二条の十二第三項及び第四項を削り、同条第五項中「規定する連結開始直前事業年度」の下に「又は法第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する連結加入直前事業年度」を、「当該連結開始直前事業年度」の下に「又は連結加入直前事業年度」を加え、「同項に」を「これらの規定に」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第六十一条の十一第一項」の下に「又は第六十一条の十二第一項」を加え、「同項に」を「これらの規定に」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第四項とする。

第百二十二条の十三を次のように改める。

第百二十二条の十三　削除

第二編第一章第一節第二款の二第六目の目名を次のように改める。

第六目　完全支配関係がある法人の間の取引の損益

第百二十二条の十四の見出しを削り、同条第一項中「（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）」を「（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）」に改め、同項第一号中「次号」の下に「及び第四項第六号」を加え、同項第二号中「連結法人」を「他の内国法人」に、「連結完全支配関係」を「完全支配関係」に改め、「前号」の下に「又は次号」を加え、同項第三号中「前二号」を「第一号」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「分割等前事業年度（同項に規定する分割等前事業年度をいう。以下この条において同じ。）において」を削り、「連結法人」を「同項に規定する他の内国法人」に、「当該分割等前事業年度」を「その譲渡した事業年度」に改め、「譲渡利益額」の下に「（以下この条において「譲渡利益額」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十一条の十三第一項の内国法人が同項に規定する譲渡損益調整資産（以下この条において「譲渡損益調整資産」という。）を同項に規定する他の内国法人に譲渡した場合において、その譲渡につき法第六十一条の二第六項から第十項まで、第十三項若しくは第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）又は第六十二条（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）若しくは第六十二条の三から第六十二条の五まで（適格分社型分割等による資産の譲渡）の規定の適用があるときは、これらの規定によりその譲渡に係る対価の額とされる金額を法第六十一条の十三第一項に規定する対価の額として、同項の規定を適用する。

第百二十二条の十四第四項から第六項までを次のように改める。

4　法第六十一条の十三第二項に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる事由（同条第六項の規定の適用があるものを除く。）とし、内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額（同条第一項に規定する譲渡損失額をいう。以下この条において同じ。）につき法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受けた場合において、当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人（同条第二項に規定する譲受法人をいう。以下この条において同じ。）において当該事由が生じたときは、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に定める金額と当該譲渡利益額又は譲渡損失額に係る調整済額とを合計した金額が当該譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）は、当該事由が生じた日の属する当該譲受法人の事業年度又は連結事業年度終了の日の属する当該内国法人の事業年度（当該譲渡損益調整資産につき法第六十一条の十三第三項又は第四項の規定の適用を受ける事業年度以後の事業年度を除く。）の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一　次に掲げる事由　当該譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額

イ　当該譲渡損益調整資産の譲渡、貸倒れ、除却その他これらに類する事由（次号から第八号までに掲げる事由を除く。）

ロ　当該譲渡損益調整資産の適格分割型分割による分割承継法人への移転

ハ　普通法人又は協同組合等である当該譲受法人が公益法人等に該当することとなつたこと。

二　当該譲渡損益調整資産が譲受法人において、法第二十五条第二項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する評価益の額として政令で定める金額が益金の額に算入されたこと　当該譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額

三　当該譲渡損益調整資産が譲受法人において減価償却資産に該当し、その償却費が損金の額に算入されたこと　当該譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額に、当該譲受法人における当該譲渡損益調整資産の取得価額のうちに当該損金の額に算入された金額の占める割合を乗じて計算した金額

四　当該譲渡損益調整資産が譲受法人において繰延資産に該当し、その償却費が損金の額に算入されたこと　当該譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額に、当該譲受法人における当該譲渡損益調整資産の額のうちに当該損金の額に算入された金額の占める割合を乗じて計算した金額

五　当該譲渡損益調整資産が譲受法人において、法第三十三条第二項（資産の評価損の損金不算入等）に規定する評価換えによりその帳簿価額を減額され、当該譲渡損益調整資産の同項に規定する差額に達するまでの金額が損金の額に算入されたこと、同条第三項に規定する評価換えによりその帳簿価額を減額され、その減額された部分の金額が損金の額に算入されたこと又は同条第四項に規定する資産に該当し、当該譲渡損益調整資産の同項に規定する評価損の額として政令で定める金額が損金の額に算入されたこと　当該譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額